

令和6年度 第1回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和6年4月25日

令和6年度 第1回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年4月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧		
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明	
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子	
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜	
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則	
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹		
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克巳	
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子	
	24 番 米田 豊			

○欠席委員 (1名)

20 番 和田 憲治

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

○議長 ただいまより、令和6年度丹波市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号20番、和田委員から欠席の届出がされております。よって出席委員は23名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを、御報告します。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号23番の橋本委員、議席番号24番の米田委員、両委員よりお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号38番 ～

～ 報告第1号 番号1番、番号2番、番号4番 ～

～ 報告第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号15番、報告第1号、番号1番、番号2番、報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号2番から番号10番までは、同一の申請になっておりますので、併議とさせていただきます。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は9ページに示しています。

同時に拠点の家を購入し、譲渡人が栽培していた栗、柿、ビワ、梅、柑橘類の果樹を栽培す

ることになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号2番から番号10番を、議席番号〇番の〇〇が一括で説明いたします。

番号2番から番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

小豆を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページ、12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番から番号10番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっと確認ですけど、今回10ページにあります地図の、もう少し東側、下のほうの農地ですね。同じ申請者が取得をされて、小さな区画を大きく変えたような整備を、今されておりますね。ここも割と、一枚一枚小さい面積ではあるんですけども、そういう計画はされない、お聞きではないということですか。

○委員 令和6年度と令和7年度につきましては、一応この状態のまま小豆を栽培してみるということになっています。

ただ、ちょうど東側になるんですが、その辺がちょっと水はけの悪い、昔からの湿田になっておまして、そういった関係で、計画では令和8年度には、その状況をみて整備をするという形で、聞いております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番から番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２番から番号１０番については、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号１２番について、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは番号１２番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１２番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

図面は１３ページに示しています。

地域委員会といたしましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、番号１３番から番号１５番まで、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１３番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１４ページに示しております。

現在、松を植えられており、継続して松を植えたいということをお聞きしております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページ、16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、関連の報告第1号の番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番の届出地は、長年休耕地状態であったため、雑草・雑木を取り除き、地盤を少し高くして、土壌改良をし、栗を栽培する計画です。図面は15ページに示しています。

果樹園整備でございますので、定植をする部分だけ、約40センチのかさ上げをする計画です。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号の番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番の届出地は、田から畑に変更して、かさ上げをして、道路との高低差をなくして、畑としての利用するための届です。図面は16ページに示しています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号の番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番の届出地の横の道路幅が狭く、駐車及び対面交差するスペースがなく、農作業用車両駐車場を設置したいという旨の届です。図面は16ページに示しています。

地元等、隣接所有者の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号15番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号15番は、農地を売買により取得し、水稻栽培に取り組みたいというもので、図面は17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号14番、並びに報告第1号の番号1番と番号2番、報告第2号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第1号の番号1番と番号2番、報告第2号の番号1番につきまして、御承知おきください。

続きまして、番号15番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと聞き取れなくて、何栽培と言われましたか。

○委員 水稻です。

○委員 稲か。

○委員 はい。

○委員 はい、すいません。分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号16番、番号17番、報告第1号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号16番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、この申請については、71ページに形状変更届がございます。番号4番でございますけれども、この圃場については、もう随分前に、基盤整備をされてから一度も耕作をされたことがないという状況でございます。なぜできなかったかと言いますと、一般的な田んぼなんです。2トン車に4、5杯ほどの石ころがこの田んぼの中にありまして、それを全て拾って、現在は田んぼの入り口のところに、2か所に分けて積まれております。

そういう状況でございます。ここを70センチのかき上げをして、農道並みの高さにして、粟を栽培したいという計画でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１７番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１９ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１６番、並びに報告第１号の番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第１号の番号４番について、御承知おきください。

続きまして、番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１８番～番号２８番、報告第２号、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号２３番、番号２４番、番号２５番につきましては、同一申請のため、併議とさせていただきます。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１８番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１８番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２０ページに示しております。

現地は、譲渡人が数年前から地盤を改良して、果樹を栽培しており、今回そのまま譲受人に引継ぎ、栽培を継続するものです。

譲受人は、○○や水稻栽培を手がけており、さらに果樹栽培を行おうとするものでございます。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号１９番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１９番は、息子へ生前贈与しようとするものでございます。図面は２１ページから２４ページに示しております。

譲受人は、営農指導の経験もあり、現在山の芋等を栽培しています。水田の多くは、地元の

担い手に作業を任せており、引き続きお世話になるということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号20番は、農地を贈与によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面は25ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。この農地につきましては、野菜等を栽培したいということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号21番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

この農地につきましては、これは売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございまして、図面は26ページに示しております。

ここにつきましては、なた豆を栽培する計画です。

ここにつきましては、農地パトロールにおきまして、長い間、遊休農地でございましたけど、何とかここが改善できるということになっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号22番は農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は27ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。ここにつきましては、野菜を栽培したいということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、関連の報告第2号の番号2番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

ここにつきましては、以前から農業用倉庫が設置されておるということで、始末書を添付してあります。読み上げます。

今般、農地法施行規則第29条の第1号に規定する、農業用施設等に転用するに当たり、当土地においては、令和元年に、私と父が農業用倉庫2棟を設置しました。このことは、農地法の許可を得ずにしており、深く反省しております。今後は、このようなことがないように法令遵守いたしますので、何卒御許可くださいますよう、お願い申し上げます、ということでございます。

以上です。

○委員 番号23番から番号25番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号23番から番号25番までは、売買により、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

今回の譲受人は、拠点の古民家と一緒に今回の申請地を購入されました。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号26番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しております。

耕作計画は、水稻を栽培する予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号27番と番号28番は譲受人が同一であり、一団の土地でもありますので、議席番号〇番の〇〇が一括して説明します。

番号27番と番号28番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページにお示ししております。

耕作計画は、果樹を栽培する予定です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番、並びに関連の７９ページの２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第２号の番号２番について、御承知おきください。

続きまして、番号２３番、番号２４番、番号２５番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番、番号２４番、番号２５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２３番、番号２４番、番号２５番については、許可すべきものと決定いたします。

番号２６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２８番は、許可すべきものと決定いたします。

はい、〇〇委員。

○委員 番号２０番の面積なんですけど、これ譲受人の耕作面積が〇〇平米と書いてあるんですけど、番号２３番、番号２４番、番号２５番は〇〇平米になってるんですけど、これはこういう表現でよいんですか。

○議長 番号２０番については、これ耕作面積は同一世帯の耕作面積を表示しますので、これ同一世帯間で売買でございますので、耕作面積はこの場合は〇〇平米ということになります。

そして、番号２３番、番号２４番、番号２５番につきましては、今回取得されるということになります。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

それでは、次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２９番～番号３５番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号２９番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２９番は、申請人は親子の関係にあつて、譲受人は親からの農地を、贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３１ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号３０番を、議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号３０番は、農地を売買によって取得し、農業経営を開始したいというものでございます。図面は３２ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号３１番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号３１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３３ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号３２番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３４ページに示しております。

併せて、隣接する空き家を購入し、ここを拠点に野菜を栽培される予定です。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号３３番、番号３４番、番号３５番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号３３番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものです。地図は３５ページに示しております。

３５ページの拠点というところがありますが、既にその家を購入されておりまして、主に週末にはここに來られて、耕作されます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号３４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号３５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は３７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

言い忘れましたが、番号３３番は、果樹を栽培する予定でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３３番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３４番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３５番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３５番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号３６番～番号３８番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号３６番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３６番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３８ページ、３９ページに示しています。

譲受人は、近接の家屋を購入し、そこを拠点に果樹を栽培するとして、トラクター、軽トラ、草刈機を既に確保されております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号３７番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３７番は、農地を親から子への贈与により取得し、親の代から引き続き、作業委託をして、農業経営を継続したいというもので、図面は４０ページに示しております。

譲受人である息子は、市外在住ですが、車で２、３０分の距離で、年数回草刈りに通っており、問題ないと考えております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号３８番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３８番は、農地を売買により取得して、農業経営を開始したいというもので、図面は４１ページに示しております。

この方は、キュウリ、トマト、ナス、スイカなどを栽培していきたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３８番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第２号 番号１番 ～

～ 議案第２号 一時転用 番号１番、番号２番 ～

○議長 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、申請地の一部を申請者の経営する法人に無償で貸与し、貸露天資材置場及び貸露天駐車場、庭として利用するもので、図面は４４ページに示しています。

なお、申請者と法人との間に、土地使用貸借契約が締結されています。

申請地の農地区分は、第１種、第２種、第３種のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第４条第６項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、現地を確認したところ、既に一部造成されていたため、始末書が添付されています。朗読をさせていただきます。

申請地の東側半分は、私が約３０年前に、自宅の庭の一部として造成工事を行ってしまい、現在に至ります。私が農地法について十分理解しておらず、無断転用を行ってしまったこと、及び長年にわたり無許可のまま使用し続けてしまったことを、深くお詫び申しあげます。このたび、地元自治会と協議し、改めて転用に御同意いただきました。周辺農地の営農に御迷惑をおかけしないよう、配慮いたしますので、何卒よろしく許可くださいますよう、お願い申しあげます。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第４条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、一時転用、番号１番、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番、番号２番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１番は、かさ上げするための申請です。地図は４６ページです。

農地区分は、農振農用地となるため、丹波市長から、「当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはない」との意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第４条第６項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

大雨になると、南側のため池から申請地に水が入るため、かさ上げをするというものです。

番号２番も同じく、かさ上げをするための申請です。地図は４６ページです。

農地区分は、農振農用地となるため、丹波市長から、「当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはない」と

の意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○委員 すいません。どこから土を受け入れる予定なんですか。

○委員 おそらく、〇〇町です。詳しくは聞いてなかったんですけど。

○議長 かさ上げ後の利用計画は。

○委員 それは、表土入れて、野菜を作るという計画になってます。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 番号1番～番号10番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、売買によって農地を取得し、一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は51ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、農地からおおむね500メートル以内に2か所の医療施設があるため、第3種農地ということで、判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号2番、番号3番につきましては、同一の申請のために、併議とさせていただきます。

それから、番号4番、番号5番についても同一の申請のため、併議とさせていただきます。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番と番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号2番と番号3番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は52ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、令和6年4月1日から丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例が施行され、住宅用地の敷地境界から50メートル以内の区域が抑制区域になりました。

条例施行前、令和5年10月25日に、地元協議が終了しており、条例施行後も地元から反対の意見がない場合には、例外的に太陽光発電施設の設置を認める方向であることを、事務局を通じて、担当課に確認をしています。

また、地元自治会と転用事業者との間では、協定書を締結する予定になっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号4番と番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番と番号5番は、売買により、太陽光発電施設として利用するための申請です。図面は52ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い

れも申請内容に問題ないことを確認しています。

なお、令和6年4月1日から丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例が施行され、住宅用地の敷地境界から50メートル以内の区域が抑制区域になりました。

条例施行前、令和5年10月25日に、地元協議が終了しており、条例施行後も地元から反対の意見がない場合には、例外的に太陽光発電施設の設置を認める方向であることを、事務局を通じて、担当課に確認をしています。

また、地元自治会と転用事業者との間では、協定書を締結する予定になっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

ここで、丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例につきまして、令和6年4月1日から施行されております。パンフレットを配っておりますので、内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例について補足説明)

○議長 今、事務局から条例についての内容等、説明をいただきました。

その内容に鑑みて、青垣地域委員会から確認報告をしていただいた内容につきまして、審議をさせていただきます。

番号2番、番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番については、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番、番号5番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番、番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号6番、番号7番につきましては、同一の申請のために、併議とさせていただきます。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番と番号7番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番と番号7番につきましては、売買によって、譲受人が太陽光発電設備を設置するのでございます。図面は53ページに示しております。

申請地の農地区分は、鉄道の駅から500メートル以内にあるため、第2種農地と判断され
ると考えられます。

申請地につきましては、これも住宅用地から50メートル以内の位置であり、抑制区域にな
りますが、これは以前から耕作放棄された土地で、地元自治会としても、有効に利用され、適
切に管理されることを、実施事業者の説明の中で確認できたとして、やむを得ないと判断され
ておられます。

協定書案も添付していただいて、確認作業も進めておられます。

管理については、以前から市内で他の管理業務を受託されている会社に委託することになっ
ており、地元自治会と、管理上の話もされてございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い
ずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、雨水排水につきましては、隣接する既存の用悪水路に接続する計画です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、売買によって、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請でございま
す。図面は54ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に
該当するため、第2種農地と判断されるところと考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い
ずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、売買により一般住宅・露天駐車場として利用するための申請でございま
す。図面は55ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に
該当するため、第2種農地と考えられます。

譲受人の実家が、今回の申請地の近くにあり、今回実家の両親の近くに住宅を建てて、生活
されるものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い
ずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番、番号7番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいで
すか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、売買により、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。

農地区分は、街区の面積が、14,342平米、宅地面積が7,985平米で、宅地の割合が55.6パーセントであり、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第４号 番号１番～番号１０番 ～

○議長 議案第４号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６０ページに示しています。

４月１７日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５４年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号２番～番号４番、朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２番と番号３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６１ページに示しています。

４月１６日に確認したところ、現地は、住宅・庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響ないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和４４年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

番号３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６２ページに示しています。

４月１６日に確認したところ、現地は農業用倉庫・庭・進入路となっており、農地への復旧

が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は16ページに示しています。

4月16日に確認したところ、現地は、住宅跡地となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番と番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しています。

4月16日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成6年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

番号6番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は64ページ、65ページに示しています。

4月16日に確認したところ、現地は宅地と山林となっており、農地の復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、宅地については昭和50年頃、山林については昭和39年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番につきましては、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は、66ページに示しております。

4月17日に確認したところ、現地は物置となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は67ページに示しております。

4月17日に確認したところ、現地は農業用倉庫・露天駐車場・進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は68ページに示しています。

4月15日に確認したところ、現地は、農業・農村体験施設用露天駐車場・露天農作業場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成15年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は39ページに示しています。

4月15日の地域委員会にて確認したところ、現地は庭となっており、一部カーポートが設置されております。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断して、特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号5番まで、4月17日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て

照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 6 番から番号 36 番までを、4 月 16 日の氷上地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 37 番から番号 55 番について、4 月 16 日の青垣地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、春日地域ですが、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号５６番から番号１１０番まで、４月１７日の春日地域委員会において確認をいたしました。

この中で、特に番号６４番から同じ方がずっとございます。実はこの地域におきまして、１つのグループが７ヘクタールぐらい耕作を、個人から受けてしていましたが、今回約３．４ヘクタールぐらい、この方に利用権設定をしていただいたということでございます。

あと、残りの約３．６ヘクタール分につきましては、ある団体のグループ長がおります、７１ページからずっと記載されておりますが、このグループ長の名前で、この方が利用権を設定するというところでございます。

なお、作業につきましては、このグループ全体で協力しながらやっていくということを聞いております。

以上、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１１１番から番号１１９番まで、４月１５日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続いて、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１２０番から番号１３０番まで、４月１５日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南・市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 番号3番、番号5番～番号9番 ～

～ 報告第2号 番号3番 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号3番、番号5番～番号9番、報告第2号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足はございますか。

内容につきまして、質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号の番号3番、番号5番から番号9番まで、並びに報告第2号の番号3番について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足をすることはございますか。

内容につきまして、質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第４号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事は、以上となります。

ほかに、何か意見等はございませんか。

○議長 ないようでしたら、事務局から。

○事務局 （事務連絡）

○議長 これから農繁期を迎え、それぞれお忙しいと思いますが、先日新聞を見ておきますと、農作業中の事故というのが非常に多くなっているということです。十分に気をつけていただいて、事故がないように、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の会議はここで閉じたいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年4月25日

議 長 

議事録署名委員（23番委員） 

議事録署名委員（24番委員） 